

無料法律相談会



マスコットキャラクター 新久たん

【相談内容】

◎相続問題

相続財産調査、遺言作成、遺産分割など、相続に関するお困りごと
また、

- ・家族の問題
- ・交通事故
- ・犯罪、刑事事件
- ・土地、建物の問題
- ・労働問題
- ・貸金等の回収
- ・借金問題
- ・消費者被害
- ・損害賠償請求

など、あらゆる相談を受け付けております。

日時

2017年4月27日(木)

10時～17時30分(1コマ30分)

場所

新久総合法律事務所

千葉市中央区新田町 11-1 小川第2ビル6階

(JR・京成 千葉駅徒歩4分) ※地図は裏面にございます。

【千葉県弁護士会所属(数字は登録番号)】

佐藤孝丞(49723)、沼倉悠(49093)、畠田啓史朗(48746)

相談料

無料

申込方法

お電話 または WEB フォームからお申込みください。

①お電話の場合・・・ 043-244-1110 に電話

②WEB の場合・・・ <https://shinku-law.jp/> にアクセス

→申込フォームに必要事項を入力



携帯電話からもアクセス
出来ます。

【新久総合法律事務所について】

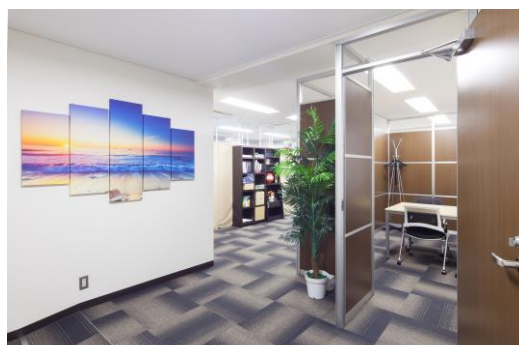


Shinku Partners

新久総合法律事務所

2016年4月27日に開所。現在、弁護士3名。

「あなたと地域のシンクタンクに」をモットーに、クライアントに安心と繁栄を提供すべく弁護士サービスを行っております。労務管理、知的財産、債権回収等の企業法務のほか、不動産・建築、一般民事・家事、刑事等の個人法務に注力し、今後は相続・遺産分割・遺言等の法務支援にも注力していこうと考えています。



〒260-0027 千葉市中央区新田町 11-1 小川第2ビル6階

TEL 043-244-1110/FAX 043-332-9480

URL <https://www.shinku-law.jp/>

【当事務所へのアクセス】

JR・京成「千葉駅」より徒歩4分 / JR・京成「千葉中央駅」より徒歩7分

お車の場合、周辺駐車場等をご利用ください（有料）

